

総務委員会会議記録（第1号）

令和6年12月12日

福島県議会

1 日時

令和6年12月12日（木曜）

午前 10時58分 開会

午後 2時14分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	高宮光敏	副委員長	渡辺康平
委員	渡辺義信	委員	宮川えみ子
委員	古市三久	委員	水野さちこ
委員	三村博隆	委員	江花圭司
委員	猪俣明伸		

5 議事の経過概要

(午前 10時58分 開会)

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、渡辺義信委員、猪俣明伸委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外14件、議員提出議案第59号外3件及び請願13件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより総務部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外14件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

（別紙「12月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」説明）

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、人事課長の説明を求める。

人事課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、福利厚生室長の説明を求める。

福利厚生室長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、文書法務課長の説明を求める。

文書法務課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

続いて、施設管理課長の説明を求める。

施設管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

渡辺康平副委員長

総3ページの財政調整基金について、基金積み増しのルールと現在の県全体での総額を聞く。

財政課長

財政調整基金積立は、地方財政法に基づき決算剰余金、実質収支の2分の1を下回らない額を翌々年度までに積み立てるものであり、今回は令和4年度の実質収支86億円余の2分の1を下回らない額を積み立てる。積立て後の残高は184億円程度である。

古市三久委員

聞き漏らしたが、職員の通勤手当などは改正されたのか。

人事課長

通勤手当については人事院勧告及び人事委員会勧告があったが、国における通勤手当の取扱いを確認している段階であり、今回はそれ以外の給与月額の改正について追加提案している。なお、今年度中の改正を目指し2月定例会での上程を予定している。

古市三久委員

2月定例会に条例案が提出されるのか。

人事課長

そのように考えている。

古市三久委員

国ではガソリンの暫定税率廃止について議論されているが、現状では燃料費の負担が非常に大きいと思うため、ぜひ改正をよろしく願う。

人事課長

ガソリン価格や様々な状況を勘案しながら額を検討している。上程時に審議願い

たい。

古市三久委員

県債の現残高と国の交付税措置状況を聞く。

財政課長

今回の補正を踏まえた現時点の県債残額は1兆6,665億円である。起債ごとに交付税措置率が設けられているため、全体で国からどの程度措置されているか把握していないが、種類によっては70%程度など有利な措置がなされている。

古市三久委員

いずれにしても県の負担分があるが、償還は借換債または一般会計から行っているのか。

財政課長

10年で借りているものについては、通常2回借り換え通算30年で返している。
10年ごとに借り換えている起債もあるが、期間によっては一般財源で償還しているものもある。

古市三久委員

借換えは県独自で繰延べしていることだが、借換債に対して国からの支援はあるのか。

財政課長

借換債は償還を平準化する扱いであるため、国の措置はないと認識している。

宮川えみ子委員

総11ページの繰越明許費補正について、福島県自治会館建築工事が入札不調になつた経過と応募がなかつた状況は一般的であるのか。

施設管理課長

今年度2回入札を行つたが、1回目は応札者がなく2回目は低価格入札により不調となつた。210日間の工期を要することから年度内に工事を完了することができないため、繰越予算を設定するものである。

宮川えみ子委員

工事着手がかなり遅れると思うが、このような状況は多くあるのか。

施設管理課長

当課で今年度発注した工事では、本工事のみである。

宮川えみ子委員

何か背景はあるのか。

施設管理課長

業者へのヒアリングでは、応札したくても業務の都合によりできなかつたと聞
いている。

古市三久委員

関連して聞くが、物価高騰の影響はどの程度あるのか。

施設管理課長

工事発注に当たっては、その時点での適正価格によって設計しているため、影響
はあまり大きくないと考えている。

古市三久委員

「103万円の壁（所得税の支払いが発生する年収）」は地方財政にかなり影響があ
ると言われているが、本県の影響額を聞く。

高宮光敏委員長

ただいまの質問は一般的な事項に対する内容であるため、後ほど質問願う。

宮川えみ子委員

古市委員指摘のとおり物価高騰も背景にあると思う。業者が減り物価もますます
上がっているため、積算時点での金額でも採算が合いにくいことが今後も多く発生
すると思うが、その辺りはどのように考えているのか。

施設管理課長

工事受注後の物価上昇分については、工事請負契約款インフレスライド条項に
基づき適正な請負金額に変更できるため、補えると考えている。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的な事項に対する質問
に入る。

質問のある方は発言願う。

古市三久委員

103万円の壁については国で様々議論されているが、仮に改正された場合は県の財政にどの程度の影響があるのか。

税務課長

2025年度税制改正の焦点となっている年収103万円の壁については、個人県民税の税収に大きな影響を与えると思われるが、現段階で見直し後の制度の詳細が不明のため、正確に金額を見込むことは困難である。引き続き国の動向を注視していく。

古市三久委員

国は全体の歳入減と計算しているが、今の発言によると県は算出していないのだと思う。国が対応してくれるのかよく分からぬが、県税収への影響額を県としてもきちんと計算する必要があるため、今後、ぜひ取り組んでほしい。個別に聞きたいと思うためよろしく願う。

三村博隆委員

名字のみの表記に変更した職員の名札について1点質問する。職員は本庁や出先機関に来庁する一般県民や事業者などの相談やクレームにきちんと対応しなければならないと思うが、カスタマーハラスメントや脅迫、暴力、付きまといなどに発展していくケースもあり得ると思う。そのような場合の対応として、県ではこれまでもマニュアルなどを整備してきたが、状況に合わせた見直しが必要ではないかと思う。このような事案への現在の対応と今後の考えを聞く。

人事課長

県では、ガイドラインに基づき職員の個人情報を保護し働きやすい職場づくりに資するため、10月1日から名字のみのデザインに変更した名札を着用している。

カスタマーハラスメントについては、クレームのほか、やりとりの中で強い口調で話す県民もあり、職員が業務の範囲を超える部分で面と向かっての対応が難しい場合もあると聞いている。苦情やクレーム、不当要求行為の判断は難しいが、カスタマーハラスメントには暴力や脅迫行為、正当な理由がない過度な要求、暴言もある。

県としては、法令遵守の徹底等十分な説明責任を果たした後に毅然とした厳正な態度で臨んでいくことが大事であると考えている。就業者的人格や尊厳を侵害する場合があり就業環境を害するものであるため、まずは対応マニュアルに沿って組織

として毅然とした態度で臨むことを念頭に置いて対応している。

三村博隆委員

様々な状況において、まずは自分がしっかりとすべきことをし、それを超えるような事案が発生した場合にマニュアルなどにのっとるということかと思うが、常にあるものではないため、実際に事案が発生した際の対応はなかなか大変だと思う。対応の訓練などは行っているのか。

人事課長

日頃から県警察や関係機関、関係所属と情報連絡を密に取れる体制を整えている。なお、不当要求行為への対応について理解を深めていくことが大事だと考えているため、発生時に備えた研修受講を促している。

三村博隆委員

突発的な事案に対応できるよう、今後も研修などをしっかりと行ってほしい。カウンターやテーブルでの対応は相手と同じ目線になり緊張感も違う。場合によっては少し離れた場所での対応もあると思うが、今後県庁舎や出先機関で施設整備の予定などはあるのか。

総務課長

委員指摘の施設面の整備について、本庁や出先機関の庁舎はそれぞれつくりが違うため、すぐにカスタマーハラスマント対策として改善することは難しいが、例えばもめている際には上司が対応したり、激高して大声で怒鳴りつけられている場合は、本庁舎であれば施設管理課と連携し警備員を呼んだりするなどの体制を取っている。まずは真摯に県民に対応し、管理職がしっかりと話を聞いた上で、場合によっては警備員、県警本部などにも連絡する体制で対応していきたいと考えている。

三村博隆委員

現状については承知した。組織的にしっかりと対応してほしい。

次に、本庁舎入り口に警備員が配置されているが、知事室まで容易に近づける状態であり、もしかすると危険な兆候などもあるのではないかと思うが、何か対応を考えているのか。

施設管理課長

警備員が定時に庁舎内を巡回しており、問題発生時には先ほど総務課長が述べたとおり警備員を派遣して対応している。

古市三久委員

部長説明にあつた帰還困難区域等からの避難者帰還を促進する支援、避難地域等の営農関係の環境整備を目的とした基金積立て、チャーター便による誘客促進に向けた販売について、それぞれの予算額を聞く。

財政課長

帰還促進のための住宅支援は2億2,650万円、移住環境交付金基金積立ては39億401万2,000円、チャーター便のPR経費は1,550万円である。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

ここで暫時休憩とする。再開は午後1時とする。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 1時 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

直ちに、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、請願33号外3件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、請願37号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

採択の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

水野さちこ委員

採択の方向で願う。

高宮光敏委員長

請願37号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願38号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

採択の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

水野さちこ委員

採択の方向で願う。

高宮光敏委員長

請願38号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願39号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

採択の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

水野さちこ委員

採択の方向で願う。

高宮光敏委員長

請願39号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願40号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

採択の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

水野さちこ委員

採択の方向で願う。

高宮光敏委員長

請願40号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願41号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

採択の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

水野さちこ委員

採択の方向で願う。

高宮光敏委員長

請願41号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願42号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

採択の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

水野さちこ委員

採択の方向で願う。

高宮光敏委員長

請願42号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願43号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

採択の方向で願う。

猪俣明伸委員

採択の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

水野さちこ委員

採択の方向で願う。

高宮光敏委員長

請願43号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願44号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

請願44号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願45号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

継続の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

採択の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

高宮光敏委員長

請願45号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。
なお、採決は12月17日に行う。
以上で意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。
これをもって、総務部の審査を終わる。
執行部交代のため、暫時休憩する。

(午後 1時 7分 休憩)

(午後 1時 9分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。
これより危機管理部の審査に入る。
直ちに、議案の審査に入る。
本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。
直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「12月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

危3ページの救助費について、令和5年台風第13号の応急修理と思われるが、該当者数とまだ支援を受けていない人数を聞く。

災害対策課長

応急修理については、今年度当初予算では138世帯を見込んでいたが、今補正予算の段階で実績は121世帯であり、その差額分1,546万円を減額する。令和5、6年合わせて419世帯に支給し、現時点では応急修理は完了している。

宮川えみ子委員

応急修理は全て完了ということでしょうか。

災害対策課長

令和5年台風第13号に係る住宅の応急修理は完了した。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的な事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

江花圭司委員

まず国民保護について、北朝鮮による弾道ミサイルを含め、どのような緊急事案を想定しているのか。

次に、爆破事案を想定した白河市での訓練への参加者や内容について詳細を説明願う。

危機管理課長

令和6年11月14日に国、県、白河市と共同で爆破事案を想定した県内初の国民保護共同実動訓練を実施した。訓練には、警察、消防、自衛隊、D M A T（災害派遣医療チーム）をはじめとする医療機関等の各機関から約450名、視察などを含むると約500名が参加した。大規模イベント会場の小峰城跡での爆破テロと白河市総合運動公園での不審物発見の2事案を想定し、緊急対処事案に対する各初動対処、医

療救護体制の確認、関係機関との連携強化を図ったものである。

水野さちこ委員

マイ避難について、現在までの講習会の開催回数と浜通り、中通り、会津地方の各地域の実施状況及び今後の講習会の方針を聞く。

危機管理課長

今年度のマイ避難推進講習会の開催目標は180回であり、11月30日現在で136回、受講者3,284名に対し、マイ避難シートの作成方法などについて具体的な講習会を行った。昨年度は80回開催し1,900名ほどの参加だったため、今年度は大幅に進んでいる状況である。

昨年度の講師はマイ避難推進員だけだったが、今年度は地域防災サポーターに就任した防災士24名も講師を務め、地域住民も講師となって進めている。今後も様々な地区で県民が自分自身の避難計画をつくれるよう取り組んでいく。

なお、各地域で満遍なく開催しているが、地域ごとの開催回数については手元に資料がないため了承願う。

江花圭司委員

先ほどの国民保護共同実動訓練に関して、国、県、市の費用負担を聞く。

危機管理課長

全て国費対応である。

三村博隆委員

県防災基本条例について、来年4月の施行に向けて2月定例会に議案を提出するとのことだが、概要について聞く。また、その条例は強制力があるのか。

災害対策課長

まず、県地域防災計画について説明する。地域防災計画は災害対策基本法に基づき作成したものであり、平時、発災時、応急対策など様々な場面で、県をはじめとする関係機関が取るべき行動を計画したものである。

次に、防災基本条例については、各機関の具体的な行動を規定する内容ではなく、理念条例として位置づけている。したがって、行政の方向性や施策の優先順位を示す内容にしたいと考えている。

本県では、東日本大震災をはじめ、近年では令和元年の豪雨災害、3、4年の地震、5年の台風、浜通りの豪雨災害に見舞われた。元年の豪雨災害時に設置さ

れた災害対応検証委員会の報告書には、まずは自分の命を守るために自ら防災対応を取ること、いわゆる自助の大切さについて記載されている。

これからの中長期的な防災対策の方向としては、完璧な防災ではなく、最低限まず自らの命を自分で守り、できる限り被害を最小限に抑えていく減災という考え方に基づいていく。こうした考え方を条例の目的とし、県民、事業者などそれぞれの役割と取組について分かりやすく規定したいと考えている。

宮川えみ子委員

まず、防災基本条例に関して、県と市町村の役割分担の考え方を詳しく聞く。

次に、原子力災害については、地震や津波に起因するものや隣県の女川原子力発電所で発生した場合の対応なども想定しているのか。

災害対策課長

まず1点目の県と市町村の関係性について、この条例は自助に重点を置いており、例えば自主防災組織の共助、県や基礎自治体である市町村が連携して対応する公助が水平的な関係である。県と市町村の役割では、市町村の具体的な取組として災害予防対策、応急対策に当たっての方向性を示しており、県でも市町村と同様の内容のほか、地域防災センターと関係機関の連携など現在取り組んでいる具体的な事業についても触れている。

2点目の原子力防災について、まずは一般災害、自然災害を中心に条例を策定したいと考えているが、東日本大震災から得られた経験などを念頭に置きながら策定を進めている。

宮川えみ子委員

原子力防災についてもう少し具体的に説明願う。

災害対策課長

原子力災害への対応については、その特性を踏まえ、避難や要配慮者への支援など自然災害と共通する取組や知見を生かし、条例に反映させたいと考えている。

古市三久委員

関連して聞くが、原子力災害の反省点として、正しい情報が市町村や県民に伝達されず、行政の指示も一貫性がなく不十分だったと言われている。原発事故では放射線量などの情報が正しく順序立てて県民に伝達され、自分で避難する仕組みになる。原子力災害の混乱した状態を総括した上で条例に反映することが必要

と思うが、県と市町村及び県民の役割分担をどう考えているのか。。

災害対策課長

委員指摘の内容を念頭に置きながら、例えば、県民の情報収集の方法、情報収集する際の注意点、行政からの情報発信の方法などについて、個別具体的には規定できないが、一般的な条文として規定したいと考えている。

古市三久委員

自治体が県民に正しい情報を速やかに届ける体制を整え、一人残らず避難できるようにすることが重要である。原発事故の反省、総括を踏まえた条例案の策定を要望する。

宮川えみ子委員

様々な災害の発生が考えられるため、発災時の対応について隣県との協力関係を事前に協議しておくべきと考えるが、この条例には他県との協力についても規定されるのか。

災害対策課長

条例の素案では、例えば「隣県と協定を結ぶ」という直接的な表現ではないものの「国、都道府県、市町村、事業者、防災関係機関と連携した」と表現している。発災時の具体的な対応については、地域防災計画や近隣8道県との広域応援協定などに基づき連携している。

宮川えみ子委員

原発事故の場合は広域避難が必要になる。せっかく条例を策定するので、基本的な考え方として隣県との協力関係も規定してはどうか。

次に、条例についてパブリックコメントを実施しているとのことだが、どのような意見があるのか。

災害対策課長

まず1点目については、先ほど述べたように各機関の連携という表現で整理している。

次に2点目のパブリックコメントについては、12月19日を締切りとしているが、現時点ではまだ意見が出されていない。

古市三久委員

昨日の私の一般質問に関連して質問する。原子力緊急事態宣言については、応

急対策が不要になったとき解除するとされているが、今は応急対策を実施する必要がある状況との理解でよいか。

原子力安全対策課長

原子力緊急事態宣言については委員指摘のとおり、原子力災害の拡大防止を図るため、応急対策を実施中である。応急対策としては、住民の避難指示のほか、福島第一原子力発電所で行われている汚染水対策や1、2号機の使用済核燃料プールからの燃料取り出しなど、原子力安全上のリスクを低減させるための対策が講じられているところである。

古市三久委員

福島第一原子力発電所事故の収束宣言はされたが、現在も危険な状態が続いている、それがいつまで続くのかが問題である。県民は危険な状態の原子力発電所と一緒に暮らしている。一番の問題は福島第一原子力発電所の使用済核燃料プールに燃料が入っていることで、1号機のペデスタル（原子炉本体の基礎）は震度6強の地震で倒れる可能性がある。ペデスタルの損傷により燃料プールの水がなくなり火災が発生すれば、大量の放射線が外部に放出されることが想定される。そのためロードマップには原子力緊急事態宣言の解除時期を書き込まなければならないと思う。

原子力緊急事態宣言の解除についてロードマップに記載するよう国や東京電力に求めるべきと考えるが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

中長期ロードマップについては、国が廃炉の進捗状況を踏まえ数次にわたり見直しており、県としては、見直しの際に必要な意見を国に伝えている。現在の中長期ロードマップは2041～51年までに廃炉を終了する計画である。経済産業大臣は、先月の定例記者会見で「一部の作業に遅れが生じているものの、現時点では中長期ロードマップに基づく廃炉工程に影響は生じておらず、2051年までの廃止措置完了を目指して取り組んでいく」と発言した。

福島第一原子力発電所の廃炉が安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提であるため、県としては国と東京電力に対して、中長期ロードマップに基づき燃料デブリを安全かつ着実に取り出し、責任を持って廃炉を完遂するよう引き続き求めていく。

古市三久委員

課長の答弁も理解する。しかし、ロードマップは何年も改定されていない上、経済産業大臣は工程から遅れていないと述べているが、実際は遅れている。そうした間違った情報を発信すべきではなく、県は県民の利益のために真実を伝えなければならない。原発事故当時は分からなかった多くの情報が出てきている。地下水の流入が止まらないことや何がどれだけ遅れているのか等の正しい情報を県は県民に説明する義務がある。県は国に対し何をいつまでにやるのかを確認し、次回の委員会などによく説明してほしい。

原子力安全対策課長

繰り返しになるが、経済産業大臣は先月の定例記者会見において、一部の作業に遅れは生じているものの現時点では中長期ロードマップに基づく廃炉工程に影響は生じておらず、2051年までの廃止措置完了を目指して取り組んでいくと明言している。

県としては、引き続き国と東京電力に対し、中長期ロードマップに基づき廃炉を完遂するよう強く求めていく。

古市三久委員

国の説明によると工程の一部が遅れているとのことだが、燃料デブリや福島第一原子力発電所1、2号機の使用済核燃料の取り出しなど基本中の基本の問題が遅れていることを指摘しておく。

次に、部長説明で燃料デブリを取り出したとあったが、燃料デブリの定義について聞く。

原子力安全対策課長

燃料デブリとは、核燃料と原子炉内の金属やコンクリートなどの構造物が溶けて固まったものであり、様々な性状のものが存在するとされている。

古市三久委員

燃料デブリは燃料、被覆管、コンクリート等が溶融し固形化したものである。

燃料デブリを0.7g取り出したとされているが、内容物が燃料なのか被覆管なのか判明していない。この点について県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

調査、分析が行われているところであり、現時点では燃料デブリであるとの確認

に至っていない。燃料デブリは、核燃料、被覆管を含む原子炉内の金属、コンクリートなどの構造物が溶けて固まったものであり、様々な性状のものが存在するとされている。試験的な取り出しが今後も継続されることから、性状や放射線量の異なる様々な燃料デブリが取り出されるものと認識している。

古市三久委員

今回取り出された物質は放射線量が低いため、本当に燃料デブリなのか疑問があると述べておく。

次に、燃料デブリは放射性廃棄物として扱われるのか。

原子力安全対策課長

現時点の法制度においては、燃料デブリは放射性廃棄物であると認識している。

古市三久委員

国会での議論の中で、原子炉から燃料デブリが取り出せない等の理由により事業者が処分計画を示さない場合、燃料デブリは法的に放射性廃棄物に該当するか否か、処分せず原子炉内に置いておくのかとの質問があった。これに対し国は、福島第一原子力発電所の燃料デブリは、東京電力が廃棄しようとしない場合は放射性廃棄物には当たらないと答弁している。

この国の考え方を県はどう捉えているのか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所で発生した使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、事故を起こした東京電力と原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分するよう強く求めているところであります、引き続き強く求めていく。

古市三久委員

燃料デブリは放射性廃棄物として処分するが、処分しなければ放射性廃棄物にならない。燃料デブリを取り出せないことも想定されるが、その点について県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

繰り返しになるが、福島第一原子力発電所の廃炉については、県として、国と東京電力に対し、まず燃料デブリを安全かつ確実に取り出すことを求めている。その上で、燃料デブリを含む放射性廃棄物については県外で適切に処分することをこれ

までも求めており、これからも強く求めていく。

古市三久委員

燃料デブリを取り出した後に処分方法を検討するというのが政府の見解であり、試験的に何度も繰り返して取り出さなければ処分方法が決まらない。さらに、取り出しには何年もかかるため、ロードマップの見直しなども含めて取り組まないと大変な問題になる。東京電力が燃料デブリを放置した場合、放射性廃棄物には当たらず曖昧な状態になる。燃料デブリを処分するかどうかにかかわらず高レベル放射性廃棄物であると定義する必要があり、その上でどうするかが問題である。

チョルノービル原子力発電所事故では、燃料デブリを法律で高レベル長寿命放射性廃棄物と定義し、政府が取り出し等の管理、処分を行うと決まっている。日本も東京電力に任せのではなく国が責任を持って放射性廃棄物を処理、処分するよう法律を整備しなければ駄目だと思う。その点について県の考え方を聞く。

原子力安全対策課長

燃料デブリの処分についてよく考えなければいけないとの指摘であると思う。

繰り返しになるが、福島第一原子力発電所の廃炉については、県として、国と東京電力に対し、燃料デブリをまず安全かつ確実に取り出すこと、燃料デブリを含む放射性廃棄物は原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外で適切に処分することを繰り返し求めており、これからも求めていく。

危機管理部長

廃炉に関しては、東京電力と国が福島第一原子力発電所を廃炉にすると明言している。廃炉の定義については昨日も答弁したとおり、廃止措置終了確認の基準として、核燃料物質の譲渡しが完了していること、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものの廃棄が終了していることが定められている。先ほど質問があった燃料デブリについてもこうした規定に基づき処分されることにより、廃炉が完了すると認識している。

次に中長期ロードマップについて、現時点において原子炉内部の状況把握、燃料デブリの取り出し方法、一時保管、県外処分の在り方などが明確になっていない。まずはこうした廃炉に向けたプロセスを一つ一つ具体的に精査し、その上でより精緻なロードマップを国において作成することが大前提になるとを考えている。そのため、県としてはあらゆる機会を捉えて、国、東京電力に対し責任を持って廃炉作業

に取り組むよう強く求めていく。

古市三久委員

廃炉の定義は、特定原子力施設も含まれているとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

特定原子力施設にも適用される。

古市三久委員

特定原子力施設について、法律上は原子力発電所に準ずる扱いとなっているが、原子力の専門家である宮野氏によれば、安全性を考慮すると廃炉には100～200年かかるとのことであり、廃炉や敷地を更地にすることは簡単ではない。安全性を顧みない被曝労働でなければ40年ではとてもできないと思う。県はその辺りをよく検討し、国に確認して的確な情報をきちんと説明願う。

宮川えみ子委員

先ほどの防災基本条例について、地方では高齢化が進み避難が大変との声を聞いている。その中で命を守るために、県が市町村をどう支援していくかが重要だと思う。県民一人一人の命を守るため、県と市がしっかり役割分担することが求められているが、県の考えを聞く。

災害対策課長

高齢者については、自助による避難が難しいケースもあると認識している。したがって、例えば、地域の自主防災組織など共助の力を借りながら避難し、共助では不足する点を公助として県や市町村、自衛隊などの協力を得るなど、それぞれの行動を実行し県民一人一人の命を守っていくとの考え方を本条例に盛り込むよう考えている。また、高齢者だけでなく、身体的に不自由な人や障がい者、医療的ケアが必要な避難が難しい人についても、市町村に出向き個別避難計画の策定を促しながら伴走型の支援を行っている。

できる限りそれが命を守る行動を取れるよう、地域の力を借り、市町村を支援しながら、確実に避難できる体制を構築していきたい。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午後 2時 8分 休憩)

(午後 2時 9分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案4件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、議員提出議案第59号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

可決の方向で願う。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

可決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第59号は、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第60号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

否決の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第60号は、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第61号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

否決の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第61号は、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第62号について、各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

否決の方向で願う。

猪俣明伸委員

否決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第62号は、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、請願33号については、さきに審査した議員提出議案第59号に関連していることから、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願34号については、さきに審査した議員提出議案第60号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願35号については、さきに審査した議員提出議案第61号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願36号については、さきに審査した議員提出議案第62号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は12月17日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月13日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、人事委員会事務局、出納局、監査委員事務局及び議会事務局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 2時14分 散会)